



## ガンバ大阪 万博 おとなのサッカークリニック 規約

### 第1条 (名称・所在地)

名称を「ガンバ大阪 万博 おとなのサッカークリニック」といい、本部を大阪府千里万博公園  
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。

### 第2条 (目的)

当おとなのサッカークリニックは、これからの少子高齢化を迎えるにあたり、幅広い層への健康づくりに役立つ生涯スポーツが求められていることから、ガンバ大阪としてサッカーの基本を習得し少しでも上達する中でサッカーの楽しさに触れることや、体を動かす爽快感を体験することを目的にサッカーの指導を行う。

### 第3条 (入会資格)

本人が当クリニックの趣旨に賛同される20歳以上の健康でサッカーを楽しみたい方で、サッカーの経験者・未経験者・初心者を対象とする。

### 第4条 (開催日時)

当クリニックが、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営要領による。

### 第5条 (指導)

当クリニックが定めた指導方法により、クリニック生の個性に適したサッカーの指導を行う。

### 第6条 (入会手続き)

入会希望者は、入会申込書に必要な事項を記入し署名捺印の上、ガンバ大阪スクール事務

### 第9条 (クリニック生の自己負担費用)

- (1) トレーニング等の参加にかかわる交通費等
- (2) トレーニングに必要な個人用具 (ウエアー、;

### 第10条 (更新)

同クリニックにおいて次年度への自動更新はありません。都度申し込むものとする。

### 第11条 (退会)

退会する場合は、事務局に申し出て、所定の退会尚、退会時点においてすでに支払われている登録費

### 第12条 (クリニック生のモラル)

クリニック生は次のことを守らなければならない。

- (1) 当クリニック内の秩序、コーチの指示
- (2) 明朗快活なスポーツマン・スポーツウーマンと

### 第13条 (除名)

当クリニックは、本規約に違反したりクリニック生としてした者を退会させることができる。

### 第14条 (保険および事故の責任)

クリニック生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入す

局に指定の方法で提出する。

第7条 (登録費および年会費)

登録費および年会費は、別途運営要領による。尚、当クリニックとしては一旦支払われた登録費および年会費は返金しないものとする。

第8条 (開催場所)

当クリニックの指導場所は、別途運営要領による。

いては、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ

第15条 (免責)

当クリニック内の秩序やコーチの指示に従わないで起て、当クリニックは一切責任を負わない。

第16条 (発効)

この規約は、2010年4月1日より発効する。

ん。次年度の参加希望については、

